

## 確 約 書 (特例対象者)

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出を行った日から平成32年(西暦2020年)3月末日までに、「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)の別紙10による(6)の実務研修期間証明書の写し及び(7)の研修修了証の写しを提出すること、並びに、(6)の実務研修期間証明書の写し及び(7)の研修修了証の写しを提出しなかった場合には、受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを確約します。

年 月 日

関東信越厚生局長 殿

知事 殿

柔 道 整 復 師 氏 名

印

住 所 〒 -

( 受 領 委 任 を 取 扱 う )

施 術 所 名

施 術 所 住 所 〒 -

TEL - -